

エンジェル税制 個人要件判定シート

- 個人要件判定シートは、エンジェル税制の申請企業が払込み後の確認申請を行う前に、当該払込みにより株主となった個人がエンジェル税制の要件を満たしているかを確認するツールです。
- 個人要件判定シートはダウンロードの上、操作をして下さい。（ブラウザで操作を行うと正しい判定ができない場合があります。）
- 次頁以降の青いボタンを選択（クリック）して判定を進めてください。
- 本シートに関するご不明な点は、以下の窓口へご連絡ください。

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課
〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話：03-3501-1767
E-mail： angeltax@meti.go.jp

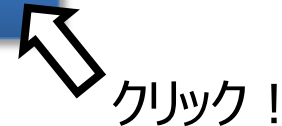
はじめに

株主となった個人は、所得税法に定める居住者又は恒久的施設を有する非居住者です。

所得税法に定める居住者とは「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人」を言います。個人の多くは居住者に該当します。

(恒久的施設を有する非居住者の定義はQ & A Q 1 4にてご案内しております。)

個人要件の判定スタート



➤個人からの直接の払込みを想定しています。 民法組合等を経由した払込みについては別途ご相談ください。

金銭による払込み要件

株主となった個人は、金銭の払込みにより、御社の新規発行株式を取得していますか？

- 現物出資により取得した株式など、金銭の払込みをともなわずに取得した株式は本税制の対象にはなりません。
- 新株予約権については、権利行使時に金銭の払込みを行った場合は、当該払込み分は本税制の対象になりますが、新株予約権の取得の際の払込みは対象にはなりません。
- 他人から譲り受けた株式などは新規発行株式ではないため、本税制の対象にはなりません。

はい

いいえ

(対象外)

特定事業主であった者の判定

株主となった個人は、御社の設立に際し自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（＝特定事業主あった者）に該当しませんか？

いわゆる、法人成り

該当しない

該当する

(対象外)

特定事業主であった者の親族等の判定

株主となった個人は以下のいずれにも該当しませんか？

- ① 特定事業主であった者の親族（＝配偶者のほか、6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ② 特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（＝内縁関係や事実婚の配偶者）
- ③ 特定事業主であった者の使用人（＝特定事業主であった者個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません。）
- ④ ①～③の方以外で、特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している方（＝①～③以外で代表者A個人から受け取る金銭等により日常生活が成り立っている者）
- ⑤ ②～④の方と生計を一にする親族（＝生計が同一の者。同居の有無は問わない。）

該当しない

該当する

(対象外)

投資契約書について

株主となった個人は、御社と様式集（参考 1 0）の内容に基づいた投資契約書又は（参考 1 1 – 1）の内容に基づいた覚書を締結をしていますか？

はい

いいえ

(対象外)

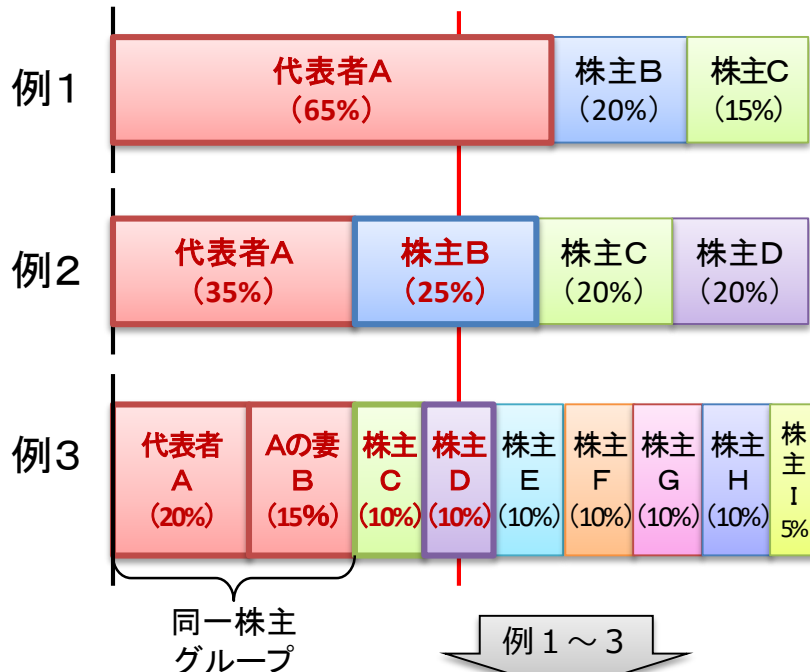
※ 様式集については中小企業庁HPをご確認下さい。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/index2.html>

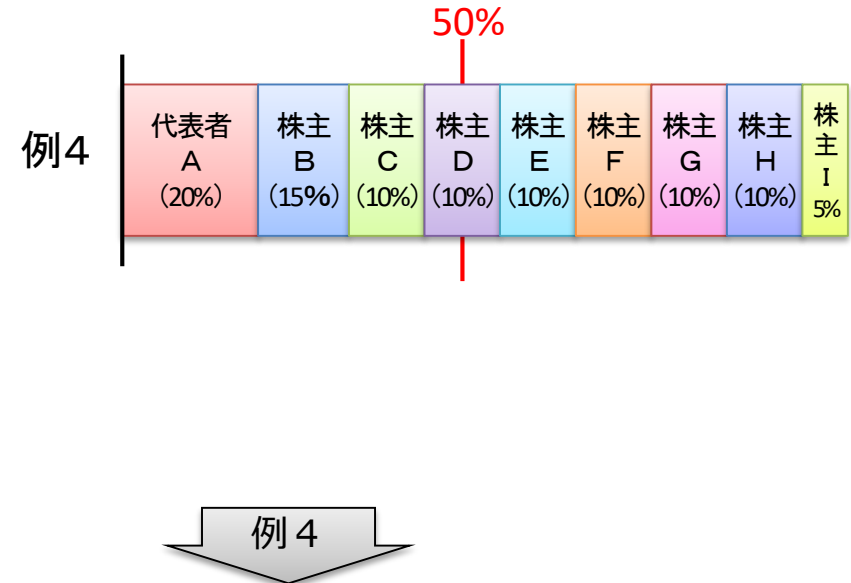
同族要件①

御社は3人以下の株主グループが保有する株式（又は議決権）の合計が発行済株式（又は議決権）の総数の50%を超えますか？

株主及びその親族、その関係会社等詳細は[こちら](#)



超える
(同族会社)



超えない

(参考) 株主グループについて

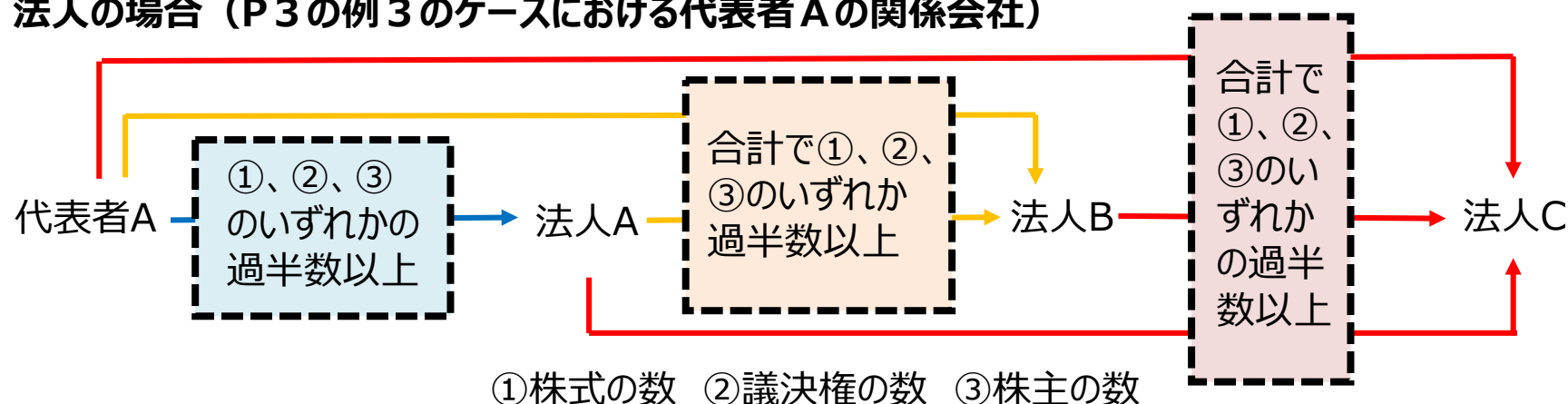
P 6 に戻る

※ 特定の株主グループの定義についてはQ & AのQ 5 1. をご参照下さい。

個人の場合 (P 3 の例 3 のケースにおける代表者Aの妻B以外に同一株主グループに含まれる者)

1. 代表者 A の親族 (= 配偶者のほか、6 親等内の血族、3 親等内の姻族)
2. 代表者 A と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(= 内縁関係や事実婚の配偶者)
3. 代表者 A の使用人 (= 代表者 A 個人の使用人のため、法人の従業員は含まれません。)
4. 1. ～ 3. の者以外で代表者 A から受け取る金銭等によって生計を維持している者
(= 1. ～ 3. 以外で代表者 A 個人から受け取る金銭等により日常生活が成り立っている者)
5. 2. ～ 4. の者と生計を一にする者の親族 (= 生計が同一の者。同居の有無は問わない。)

法人の場合 (P 3 の例 3 のケースにおける代表者 A の関係会社)

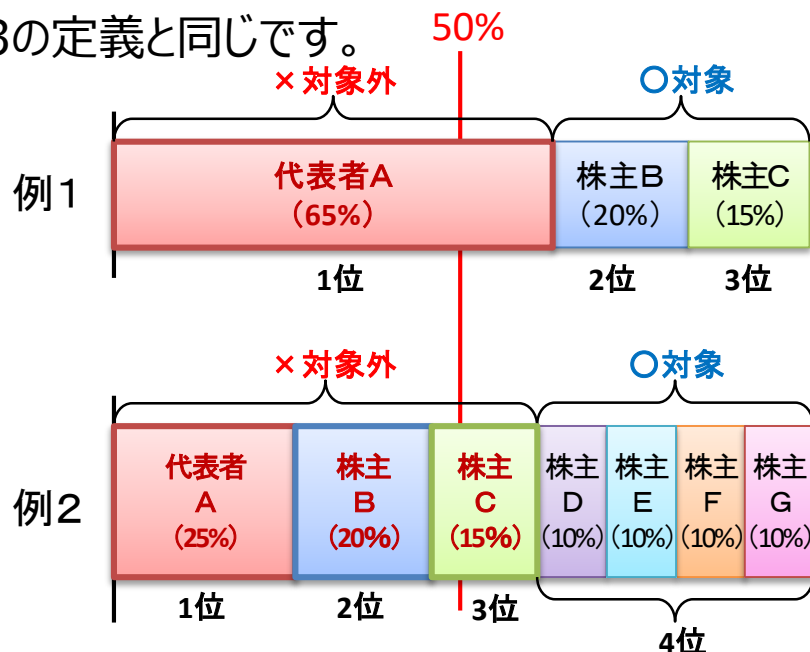


(注意) 株主間で同一の議決権を行使することに同意している場合は、その株主も合算の対象に含まれる場合があります (= 同一の株主とみなされます)。ご注意ください。

同族要件②

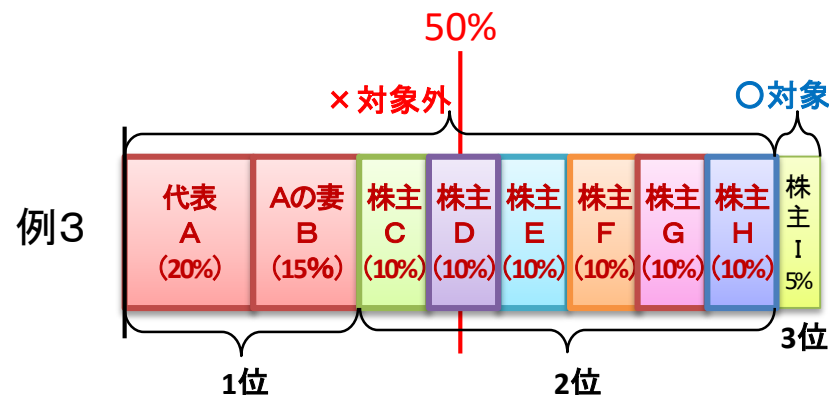
株主となった個人は、所有割合（持株割合又は議決権保有割合）の第1位から第3位までの株主グループを順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主グループに属していますか？

P3の定義と同じです。



属している

(×対象外)



※同順位の株主グループが複数いる場合は、同順位に含めます。

例3の場合、株主C、株主Dだけでなく株主E～株主Hも第2位となり、ともに対象外となります。

属していない

(○対象)

株主となった個人はエンジェル税制の**個人要件を満たします。**

都道府県知事から「中小企業等経営強化法第7条の規定に係る確認書」の交付を受けた場合は、様式集「（参考7）個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」を株主となった個人に発行して下さい。

※ 様式集については中小企業庁HPをご確認下さい。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/index2.html>

対象外

いずれかの要件を満たさないため、エンジェル税制の対象外です。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課
〒100-8912東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話：03-3501-1767
E-mail： angeltax@meti.go.jp